

ご本人が交付窓口にお越しになることが難しい場合

交付窓口にお越しになることが難しいと認められる対象者・持ち物は以下のとおりです。

※やむを得ない理由に該当する場合でも、顔写真付きの本人確認書類（1点以上）をご準備できない場合は代理人交付の対象外となります。

やむを得ない理由	やむを得ない理由の疎明資料として持参いただくもの
成年被後見人・被保佐人・被補助人	後見登記事項証明書（3か月以内発行）で兼ねます。※保佐人・補助人の場合は代理行為目録と個カ交付に関する代理権行使の記載が必要です。
未就学児・小学生・中学生	不要です。申請者の本人確認書類で「生年月日」を確認させていただきます。
高校生・高専生	学生証、在学証明書のほかに、交付通知書（はがき）裏面の「委任状」及び「暗証番号記入」が必要です。
75歳以上の高齢者	交付通知書（はがき）裏面の委任状余白に「外出困難である」旨ご記入いただき、申請者の本人確認書類で「生年月日」を確認させていただきます。
長期入院者・長期施設入所者	個人番号カード顔写真証明書1-1（病院長・施設長証明）、領収書（3か月以内発行）、入院診療計画書、診療明細書
障害のある方・病気等療養中の方	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書、特別児童扶養手当証書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書（3か月以内発行）、個人番号カード顔写真証明書1-2（ケアマネ・事業所証明）
妊婦	母子健康手帳、妊婦健診受診の領収書、受診券
海外留学生	交付通知書（はがき）裏面の委任状余白に「海外留学中」とご記入ください。留学先の学生証のコ

	ピー、在学証明書のコピー、査証（ビザ）のコピー
長期出張者・渡航船員	勤務先発行の長期出張を証する書類
ひきこもり状態にある、心の問題など何らかの理由で外出困難な方	交付通知書（はがき）裏面の委任状余白に「外出困難である」旨ご記入ください。公的サービス等の従事者が作成する書類